

令和 7 年第 4 回北海道議会定例会 予算特別委員会（経済部審査） 開催状況

開催年月日 令和 7 年 12 月 8 日（月）
 質 問 者 日本共産党 丸山 はるみ 委員
 答 弁 者 経済部長、ゼロカーボン推進監、資源エネルギー局長、
 新エネルギー担当局長、総務課長、ゼロカーボン戦略課長、
 地球温暖化対策担当課長、新エネルギー担当課長、
 エネルギー政策担当課長、次世代半導体戦略室参事

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
一 原発・エネルギー政策等について （一）泊原発の再稼働の判断について 1 再稼働に向けた説明会での意見等に対する対応について （丸山委員） この間、道主催説明会に 500 名、北電主催の説明会に 1,001 名が参加したと。まだまだ、周知には少ないと思いますけれども、しかし、3 日の一般質問で、説明会の開催結果を広く道民に知らせると答弁ありましたけれども、5 日の時点で、釧路市と帯広市会場の回答はホームページに掲載されておられません。広く道民に知らせるといながら、知事の最終的判断の前の掲載であれば、いいというお考えなのか、お聞かせください。	（エネルギー政策担当課長） 情報発信などについてであります。道では、これまで、ホームページに道が主催しました住民説明会等の開催結果や資料等の情報について順次掲載をしております。すべての説明会における質疑応答結果の要旨などをまとめ、今月 5 日までに掲載しましたほか、一部の会場の説明について、インターネットの動画サイトでのライブ配信やアーカイブ配信を行い、広く道民の皆様にご覧いただくことができるよう対応するとともに、ご意見投稿フォームを設け、サイト内の資料等をご覧いただいた皆様からのご意見を受け付けているところでございます。 道といたしましては、これらを通じ、泊発電所 3 号機に係る経過や取組、再稼働に関する考え方など、道民の皆様の理解促進に必要な情報を提供しており、引き続き、効果的な情報公開に努めてまいります。
1 ー再 再稼働に向けた説明会での意見等に対する対応について （丸山委員） 全ての説明会における質疑応答の要旨を 5 日までに掲載とあったのですが、当初の掲載は提出した質問の要旨をそのまま公開していたと。ただ要旨にまとめられてしまって、質問と回答の整合性がわからなくなっているということなのですけれども、これ、以前の公開方法に戻す考えがないのかということと、それからもう一度聞きますが、質問のすべての公開についてはもう終わっているのか、知事の判断までに間に合うのかということを確認します。	（エネルギー政策担当課長） 説明会の開催結果などについてであります。道では、すべての説明会における質疑応答結果部分の議事録につきましては、近日中に道のホームページに掲載することとしております。
1 ー再々 再稼働に向けた説明会での意見等に対する対応について （丸山委員） 質問の用紙でもらった分についてはまだされてないということなのですか。そういうことではない。会場で、その場でこう質問した部分もあるけれど、時間以外に、用紙とかで求めているもの、ありませんか。	（経済部長） ご意見を伺った件ですけれども、まず、説明会の中で、その場でご発言がするのがなかなかできないような方というのが、いらっしゃるということも想定しまして、用紙でもご意見をお受けしたところでございまして、そちらの方は原文のまま表にまとめていますけれども、それぞれの会場ごとに、そのご意見いただいたものは掲載しております。 こちらのほうについては、個別回答する趣旨ではなくて、今後の知事の判断にも活用いたしますし、安全対策ですとかエネルギー政策の参考にさせていただく考えでございします。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
2 後志 16 市町村の意見照会結果と知事の判断について (1) 意見照会結果について (丸山委員) 11 月 10 日に、後志管内 16 市町村あてに文書で泊 3 号機の再稼働にかかる意見照会を行って、11 月 25 日を締め切りとしていました。文書には、道議会や関係自治体、道民の皆様の声を踏まえ、総合的に判断していくと書かれておりました。総合的に判断するための意見照会だったということでもいいのか確認します。 (1) 一再 意見照会結果について (丸山委員) 小樽市からの答えではですね、北海道が全道的視点でかつ総合的に再稼働の是非を判断すべきと考えたと答えていて、ただ知事の 28 日の答弁は総合的というようにしていましたから、これは前提が違うというように思うのですが、その辺いかがですか。 (丸山委員) ただ 16 市町村への意見照会については、依頼文書の中で総合的に、という言葉がありましたのでね、やっぱり答える前提が違うというふうに思うんですね。受け止めがです。16 市町村の受けとめが。その前提が、総合的ということで前提としてやっていたのに、いきなり 28 日にこの今回の議論を踏まえ最終的に、判断していくということに今なってしまうからです、そのあたりについては、知事に直接お聞きをしたいと思いますので、委員長のお取り計らいをお願いしたいというふうに思います。 (2) 黒松内町の意見について (丸山委員) 半数以上の市町村が防災強化あるいは、地域住民の不安解消を求めています。事故時の対応が十分に検討されていない、不安を残している。黒松内では U P Z 圏に接しているここは U P Z 圏外の自治体でありますけれど、広域避難先としても指定されていませんが、P A Z ・ U P Z 圏から一定数のマイカー避難があるだろうと、特に道南への避難の際、黒松内町内の通過を想定してますが、これまで道の避難訓練では通信訓練程度しかかわりが無かったと。被ばくスクリーニングするのであれば、場所も人員も限りがあって混乱が生じることを懸念しています。避難路と同様に再稼働に合わせて整備が必須と答えています。道の対応を示さずに、最終判断にどのように反映するのか、お答えください。	(資源エネルギー局長) 後志管内 16 市町村への意見照会についてでございますが、道では、泊発電所 3 号機の再稼働について、道議会や関係自治体、道民の皆様の声などを踏まえ判断することとし、道とともに北海道電力と泊発電所周辺の安全確認等に関する協定を締結している後志管内の 16 市町村から文書によりご意見やご要望等をお伺いしたものでございます。 いただいたご意見やご要望などについては、それぞれの自治体のお考えや実情などを踏まえた貴重な声として受け止め、再稼働の判断にあたっての参考にするとともに、国や北電にも伝え、今後の防災対策や周辺地域の振興に活かして行く考えでございます。 (資源エネルギー局長) 再稼働の判断についてのご質問でございますが、再稼働の判断につきましては、エネルギーを取り巻く情勢や、いわゆる S + 3 E の観点、国や北電からの説明、経済団体、市民団体の皆様からの要請、説明会を通じて得た様々な観点のご意見、ご質問。地元 4 町村のご判断。関係自治体のご意見など、様々なことを総合的に勘案し、今定例会でのご議論を踏まえ、最終的に判断をして参ります。 (エネルギー政策担当課長) 黒松内町からのご意見等についてであります。黒松内町からは、特に、事故時の避難に関しまして、U P Z 圏外のため避難に関する十分な対応力が備わっていないことや、町内で被ばくスクリーニングを行うのであれば混乱が生じるのは容易に予測できることから、大勢の避難者に対応できるスクリーニングの場所・設備等について、避難路の整備と同様に、再稼働に合わせて整備することが必須と考える、などといったご意見・ご要望をいただいております。 こうしたご意見等につきましては、各自治体がそれぞれのお考えのもとでお寄せいただいたものであると理解をしております。道といたしましては、いただいたご意見等をしっかり受け止め、再稼働の判断にあたっての参考とさせていただきますこととしております。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
(３) ニセコ町・積丹町の意見について (丸山委員) 次はニセコ町ですね。東日本大震災の教訓を元にＵＰＺ地域への同意拡大を以前から要望しているニセコ町です。今回もＵＰＺ地域においても同意自治体と同様に意見反映をお願いしたいと。そしてニセコエリアは国内外から観光客が訪れており、国内外の観光客が常に即座に理解し、行動できる取り組みが急務だということを答えています。質の高い防災対策がいまだできていないことへの要望ではないでしょうか。再稼働前に検討すべき重い問題として回答しています。 また積丹町は、福島原発事故の過酷な避難対応から 14 年積丹町議会は、平成 11 年 9 月に泊発電所 3 号機増設に反対する意見書を議決しています。慎重な判断であるべきとしていますが、そのうえで、能登半島地震災害の教訓を踏まえ、国と道の横断的総合的な防災対策を要望しています。 これらの問題は未だ解決していないわけですが、二つの町がですね、これは総合的判断の意見照会として答えているんじゃないかと考えるわけですよ。最終的な判断の材料とするのは適切ではないのではないかと思いますので、いかがですか。 (４) 蘭越町の意見について (丸山委員) 蘭越町は、安全性や必要性を丁寧に説明し、理解促進に努められたい、住民説明会で出された疑念や意見に真摯に向き合い、住民の不安解消に努めてもらいたいと答えております。余市町は、防災対策に関しては、住民の多くが泊発電所の安全性に対して強い関心と不安を抱いており、万が一の事態に備えて避難経路や避難手段の確保、要配慮者支援、通信・交通インフラの強化を求めています。再稼働を判断するに足る十分な対応でないことを要望であって、今定例会での最終判断を求めているものではないと考えていますけれど、今定例会で判断することの根拠にするのでしょうか。 (４) 一再 蘭越町の意見について (丸山委員) ここまで、聞いてきたのですけれど、受け止め参考にと仰っているのですね。これまで市町村から出て来た不安や要望を聞いただけで、判断する前に、それぞれに具体的に回答というのはいらないのですか。	(エネルギー政策担当課長) ニセコ町や積丹町からのご意見等についてであります。ニセコ町からは、ＵＰＺ地域においても同意自治体と同様に意見の反映をお願いしたい、また、観光客向けの原子力防災に尽力してほしいといったご意見やご要望、また、積丹町からは、泊発電所 3 号機再稼働について特に慎重な判断であるべきとのご意見やご要望をいただいているところでございます。 こうしたご意見等については、各自治体がそれぞれのお考えのもとでお寄せいただいたものであると理解しており、道としましては、いただいたご意見等をしっかり受け止め、再稼働の判断にあたっての参考とさせていただくこととしております。 (エネルギー政策担当課長) 蘭越町や余市町からの要望についてであります。蘭越町からは、国はエネルギー政策に責任を持ち、地元住民はもとより、道民に対しても安全性や必要性を丁寧に説明し、理解促進に努めてほしいことや、関係機関は説明会で出された疑念や意見に真摯に向き合い、住民の不安解消に努めてほしいといったご意見やご要望をいただき、また、余市町からは、防災対策に関し、住民の多くが発電所の安全性に強い関心と不安を抱いており、住民の命と暮らしを守ることを最優先とした慎重な対応を求めることのほか、避難経路や避難手段の確保、要配慮者支援、通信・交通インフラの強化など継続的な取組に対するご意見やご要望をいただいているところでございます。 こうしたご意見等につきましては、各自治体がそれぞれのお考えのもとでお寄せいただいたものであると理解しており、道としましては、いただいたご意見等をしっかり受け止め、再稼働の判断にあたっての参考とさせていただくこととしております。 (エネルギー政策担当課長) 市町村からのご意見等についてであります。道としては、いただいたご意見等につきましては、各自治体がそれぞれのお考えや実情を踏まえた貴重な声として受け止め、今後の防災対策などに活かしていくとともに、再稼働の判断にあたっての参考とさせていただくこととしております。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
(４) 一再々 蘭越町の意見について (丸山委員) そもそも、この意見書を照会したわけですが、賛否を問うていないのですよ。それで、最終的な判断の根拠にして良いのかという問題意識があります。それで、意見、要望を聞いたけれど、その後どのような対策を、じゃあいつまでに取るのか、ここを明確にお答えいただきたいと思います。 (丸山委員) 今、防災対策に活かしていくというふうに仰られたので、具体化していただきたいと思います。 ３ 札幌市からの意見照会について (丸山委員) 札幌市からの意見照会ですが、札幌市も原発再稼働に關し、コミュニケーションを取るとのことですが、このコミュニケーションというのはどういうことか。そして、それを道民に示すのか、お答えください。 ３ 一再 札幌市からの意見照会について (丸山委員) 札幌市として整理された、その考え方はもう示されたのか。そして、最終判断に反映するのか、お答えください。 ３ 一再々 札幌市からの意見照会について (丸山委員) 札幌市がこの再稼働に関して、市として論点を整理して、一定の考え方を整理したいとおっしゃってるわけだから、最終確認をする前までにそれをしっかりと聴取なりをして、最終確認をいいとは言いませんけど、札幌市の考え方をまず先に聴取するべきだと思うんですけどいかがですか。	(資源エネルギー局長) 市町村からのご意見等についてでございますが、道といたしましては、泊発電所３号機の再稼働について、道議会や関係自治体、道民の皆様の声などを踏まえ判断することとし、今般、後志管内の１６市町村の皆様から文書により、ご意見やご要望等をお伺いしたものでございます。 道といたしましては、いただいたご意見等につきましては、各自治体がそれぞれのお考えや実情など踏まえた貴重な声として受け止め、今後の防災対策などに活かしていくとともに、再稼働の判断にあたっての参考とさせていただくこととしております。 (資源エネルギー局長) 泊発電所に関する札幌市との連携についてでございますが、札幌市長が泊発電所３号機の再稼働に關し、記者会見において、市としても論点を整理し、一定の考え方を整理したいとの考えを示されたと承知しており、様々なレベルで、市のお考えを確認するなどをし、情報共有や意見交換を行うなど、コミュニケーションを図っていきたいと考えております。 なお、一般的に、職員同士の情報交換や意見交換の内容について、その一つひとつを公表することはございませんが、泊発電所に關しましては、市民、道民の皆様の関心も高いことから、引き続き、積極的な情報発信に努めてまいります。 (資源エネルギー局長) 泊発電所に関する札幌市との連携についてでございますが、札幌市長が泊発電所３号機の再稼働に關し、記者会見において、市としても論点を整理し、一定の考え方を整理したい、との考えを示されたことを承知しておりますが、現在の進捗においては、承知をしておりません。 道といたしましては、今後、市における考え方の整理の状況に応じ、市のお考えを確認し、情報共有や、意見交換を行うなど、適切に対応してまいります。 (資源エネルギー局長) 札幌市との連携に関する重ねてのご質問でございますが、道といたしましては、今後、市における考え方の整理の状況に応じ、市のお考えを確認し、情報共有や意見交換を行うなど、適切に対応してまいります。 いずれにいたしましても、道といたしましては、泊発電所３号機の再稼働の判断につきまして、様々な機会を通じて寄せられた道民の皆様の声や、関係自治体の皆様のご意見をしっかりと踏まえた上で、今定例会でのご議論を踏まえ、最終的に判断をしてまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
【指摘】 （丸山委員） 札幌市長もその論点整理して考えを示すと言ってるわけで、それを踏まえずに判断はできないというふうに指摘しておきます。そして、知事も今おっしゃられたような認識なのかということも確認したいというふうに思います。 よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。 4 公募意見への対応について （丸山委員） 公募の件ですが、北海道はホームページから意見募集しています。回答していないということですが、なぜなのか。全道民の理解を得るのが、広域自治体である北海道の役割であると思います。回答すべきであると思うのですが、ただ、意見募集しているだけなのかお答えください。 4－再 公募意見への対応について （丸山委員） 個々に、それぞれに回答しないという事ですか。 【指摘】 （丸山委員） 諸々、計画を作るときにパブリックコメントってやると思うんですけど、パブリックコメントについては個々にお答えをして、そして、どういうふうに対応したかっていうことを、周知しているはずなんですよ。 今回この泊原発再稼働について、ご意見を受けながら、それに答えないということについては、問題ではないかなというふうに思います。指摘としておきます。	（エネルギー政策担当課長） ホームページから寄せられたご意見についてであります。道では、これまで、立地自治体である泊村をはじめ、後志管内で住民説明会を開催しましたほか、泊発電所3号機の再稼働に関する道民の皆様への関心が高いことから、現在、道内6圏域においても説明会を開催し、参加された道民の皆様から、賛否だけにとどまらない多様なご意見やご質問が寄せられたほか、質疑応答を含む説明会の開催結果を道のホームページに掲載するとともに、ご意見投稿フォームを用意し、引き続き、道民の皆様からご意見を受け付けているところでございます。 道では、こうした様々な機会を通じて寄せられました道民の皆様の声などをしっかりと受け止め、知事の判断にあたっての参考とさせていただくこととしております。 なお、ご意見投稿フォームでは、いただいたご意見は、今後のエネルギー政策や原子力防災対策等の業務の参考とさせていただく旨を申し添えているところでございます。 （エネルギー政策担当課長） 道民の皆様からのご意見等についてであります。道では、ホームページにご用意しております、ご意見投稿フォームから寄せられました、道民の皆様からのご意見等につきましては、道として、しっかりと受け止め、知事の判断にあたっての参考とさせていただくとともに、今後のエネルギー政策や原子力防災対策等の業務の参考とさせていただくこととしているところでございます。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
5 「当面取りうる現実的な選択」の「当面」の認識について （丸山委員） 当面取りうる現実的な選択だと、知事は答弁をしています。原発ですが、運転開始から40年稼働することを前提に設計されていますけれど、法改正で1回に限り最長20年間の延長を認めると、さらに今年の6月には安全運転等の停止期間を運転期間から除外できることになりました。原発反対の民意を尻目に勝手にゴールポストを動かすようなことがまかり通っているのですけれど、この当面というのは一体いつまで、あるいはどのような状況が達成されるまで、想定しているのでしょうか。	（資源エネルギー局長） 原発に関する認識についてでございますが、GX脱炭素電源法では、原発の運転期間は40年とした上で、安定供給確保、GXへの貢献などの観点から経済産業大臣の認可を受けた場合に限り、運転期間の延長を認めることとされております。 一方、運転開始後30年を超えて原発を運転しようとする場合、10年以内毎に、その劣化に関する技術的な評価を行い、その劣化を管理するための計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けることを義務付けており、道といたしましては、原発は、何よりも安全性の確保が大前提であり、原発の安全性や必要性については、運転期間の取扱いも含め、国が責任を持って、ていねいな説明を行い、国民の皆様の理解と信頼を得ていくことが重要と考えております。 また、原子力の活用につきましては、既存の発電所の耐用年数のほか、放射性廃棄物の処分方法の確立に関する進捗状況、更には、その時々々の電源開発や新技術の開発状況なども踏まえ、安全性を大前提に、安定供給、経済効率性、環境への適合を図るという、いわゆるS＋3Eの原則に照らし、判断されるものと考えており、現段階で、こうした将来の動向は明確になっていないものと認識をしております。
5－再 「当面取りうる現実的な選択」の「当面」の認識について （丸山委員） 当面取りうる手段と言いながら、原発の運転がいつまでも続く可能性というのは否定できないと思うのですよ。いかがですか。 （丸山委員） そういう中で、じゃあ、当面という言葉は何なのだとということなのですか。	（資源エネルギー局長） 原発に関する認識についてでございますが、道といたしましては、原子力の活用については、既存の発電所の耐用年数のほか、放射性廃棄物の処分方法の確立に関する進捗状況、更には、その時々々の電源開発や新技術の開発状況なども踏まえ、安全性を大前提に、安定供給、経済効率性、環境への適合を図るという、いわゆるS＋3Eの原則に照らし、判断されるものと考えておりまして、現段階で、こうした将来の動向は明確になっていないものと認識をしております。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
6 過渡的なエネルギーの認識について （丸山委員） 本会議で知事から、原子力は北海道省エネ・新エネ促進条例で過渡的なエネルギーとされているとの認識のもと、原発は当面取りうる現実的な選択という考え方が示されました。知事の言う過渡的なエネルギーとしての原発の認識は北電と共有されているのか、伺います。 6－再 過渡的なエネルギーの認識について （丸山委員） さっきも言いましたが、法律上、3号機は2080年代まで最長で動かせることができちゃうんですね。その一方で、道は省エネ・新エネ促進条例で原発は過渡的なエネルギーだと言っているのだから、少なくとも減らしていかなくはないといけない。今動いていないのだから、動かす必要はないというふうに思うのですけれども、そういう意味で道条例が早くも形骸化させられていくのではないかと思うのですが、認識を伺います。 6－再々 過渡的なエネルギーの認識について （丸山委員） 制定趣旨は今も変わっていないというふうに思います。北電は3号機稼働後、1号機と2号機の再稼働も検討すると言っていますよね。北電のこの姿勢と原発を過渡的なエネルギーとする道の条例の趣旨、これに隔たりがあると思うのですけど、いかがですか。 （丸山委員） 北電さんが、過渡的なエネルギーと規定しているということとを認識しているということですから、過渡的なエネルギーの定義が共有されているかということが問題なのかなというふうに思っています。	（エネルギー政策担当課長） 原発に関する認識などについてであります。北電によりますと、道の省エネ・新エネ促進条例において、原子力を過渡的なエネルギーと位置づけていることは認識しているとのことでありまして、北電グループの経営ビジョン2035においては、カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素電源である原子力発電と再生可能エネルギーを最大限活用するとし、2050年度における電源構成のイメージには、原子力も含めっていると承知をしております。 （エネルギー政策担当課長） 省エネ・新エネ促進条例についてであります。本条例は、泊発電所3号機の増設に係る議論の中で、原子力は放射性廃棄物の処理及び処分の方法が確立されていないことなどの問題がありますことから、過渡的なエネルギーであるとしておりまして、条例の前文には、こうした制定趣旨が述べられておりまして、道としてもそのように認識をしております。 道といたしましては、省エネ・新エネ促進条例に基づき、省エネの促進や再エネの開発・導入の促進を図ることが重要と考えており、今後の道内の電力需要は増加傾向となる見通しが示される中、省エネ意識の定着や実践を図りつつ、他の電源とのバランスを取りながら、本道で自立的に確保できる再エネが主要なエネルギー源の一つとなるよう、取り組んでまいります。 （資源エネルギー局長） 泊発電所1、2号機についてでございますが、北電によりますと、道の省エネ・新エネ促進条例において、原子力を過渡的なエネルギーと位置づけていることは認識しているとのことでございます。 原発は、安全性が確保されることが大前提であり、原子力規制委員会において、引き続き、最新の知見を反映した基準に基づく審査、確認を行っていただくことが重要と考えております。 なお、泊発電所1号機及び2号機は、現在、規制委員会における審査が継続中であり、予断を持って申し上げる状況にはございません。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
7 再稼働後の電気料金引き下げについて (1) 引き下げ額が変わる可能性について (丸山委員) 電気料金引き下げは、大きな関心事です。一般家庭で11%、ひと月千円程度の値下げという情報が独り歩きしているのではないかと思います。これについては、変動する可能性があります。これまでの答弁もそうになっています。しかし知事は、まるで、11%、千円値下げされるかのように説明しているのではないのでしょうか。なぜ、確定的値下げではないと正確に説明しないのか、お答えください。 (1) 一再 引き下げ額が変わる可能性について (丸山委員) 北電さんは、再稼働をしたいわけで、その北電さんに値下げの説明をしてくださいというのは、ちょっと当たらないのではないかなと思いますね。 それで、再稼働の賛否を判断するにあたり、道民の皆さんに電気料金の値下げは変動するということを正しく理解していただく必要があると考えているのですが、いかがでしょうか。 これ、値下げの目安を11%、そして約千円と、これだけを示すだけで十分なのではないでしょうか。	(エネルギー政策担当課長) 北電の電気料金値下げについてであります。再稼働後の電気料金の値下げ見通しに関しまして、再稼働に伴う費用の低減効果に加え、経営効率化の更なる深掘りによる費用削減効果を最大限織り込んだ結果、規制料金では、家庭向け電気料金で11%、月間千円程度の値下げとなる見通しであること、加えまして、今回の試算におけます主な前提条件と、それが変化した場合に値下げ水準が変動する可能性があることについて、知事が北電の齋藤社長から直接説明を受けたところであり、11月に道内6圏域で開催しました説明会においても、北電から同様の説明を行っているところでございます。 その際、知事からは、値下げの内容や考え方について、北電が道民の皆様に対し、様々な機会を通じて、わかりやすく、丁寧な説明を行っていただきたいこと、また、値下げ水準については、エネルギー価格が高騰している中、道民の皆様の関心も高いことから、道民負担の更なる軽減に向け、できるだけ早期に道民の皆様へ還元していただきたいとの考えを直接お伝えをし、社長からは、しっかり対応していく、との回答があったところでございます。 (エネルギー政策担当課長) 北電の電気料金値下げについてであります。北電では電気料金に関しまして、道内の自治体や経済団体、消費者団体らの約1,800件に対しまして、直接訪問をして説明をしているほか、道が主催した道内6圏域における説明会においても説明をし、参加された道民の皆様からのご質問にも全てお答えするなど、理解活動に取り組んでいるものと承知をしております。 道としましては、電気料金の値下げに関する道民の皆様の理解を促進するためには、事業者である北電が、丁寧に説明等を行う必要があると考えており、知事からは、値下げの内容や考え方について、北電が道民の皆様に対し、様々な機会を通じて、わかりやすく、丁寧な説明を行っていただきたいことについて、齋藤社長に直接お伝えをし、社長からは、しっかり対応していく、との回答があったところでございます。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
(２) 電気料金引き下げの前提について (丸山委員) ただですね、北電さんの資料によると、小売販売電力量見込み、2024 年度 227 億 kWh／年から、270 億 kWh／年へ、これ 19%も増加をしているのですね。 さらに、いろんな変動の項目がありますが、燃料価格を決める時に重要な役割のある為替レート対ドル 145 円ですけど、今日の昼のニュース 155 円じゃないですか。前提があまりにも楽観的過ぎると思うのですけれども、いかがですか。 (３) 電気料金引き下げ水準の変動の周知について (丸山委員) わかりやすく示すために、例えば、範囲、その変動する範囲、示すとか、上振れ予想、下振れ予想、合わせて示す。そういったことを求める考えはありませんか。 前提条件には、為替レートや原油価格、物価の変動、金利の変動など、北電自身ではコントロールできない要因が少なくない。にも関わらず、どの程度変動するか示さないのは不誠実である。北電が一家庭千円値下げとの見通しを受け入れるのではなく、変動するなら想定する範囲を示すなど改善を求めるべき。いかがか。 (丸山委員) いずれにしても、変動があるということについて、理解を得られるかということについては、不十分な説明だなというふうに思います。	(エネルギー政策担当課長) 北電の需要想定についてであります、北電によりますと、需要想定については、今後の顧客の需要見込みや企業の立地動向など、自社の営業活動を通じて把握した情報を基に策定しているとのことでございます。 また、電力広域的運営推進機関が公表しました今後 10 年間の北海道の電力需要想定では、人口減少や節電・省エネ等により、家庭部門では減少傾向であるものの、産業部門では、データセンターや半導体工場の新増設に伴う需要の大幅な増加により、全体として増加傾向となっております。 なお、為替レートにつきましては、中間決算の見通しで用いましたレートにより試算したと承知をしております、当然、円高方向にも円安方向にも変動する可能性があるものと認識をしております。 (資源エネルギー局長) 電気料金の値下げに関する算定についてでございますが、北電では、このたび示した値下げ水準は、現時点における諸計画や物価、金利、燃料価格等の見通しを前提に、泊 3 号機の再稼働に伴う費用の低減効果や経営効率化のさらなる深掘りも最大限反映して算定した、現時点の試算値であり、算定にあたって前提とした各種諸元に変動が生じた場合、実際の値下げ水準は変動する可能性があるとの説明をしております。 また、北電としては、実際の値下げ水準については、再稼働に伴う費用の低減効果だけでなく、小売販売電力量の変動など、あらゆる要素を踏まえて総合的に検討を継続した上で、値下げを実施する際に改めてお知らせしたいとしているものと承知をしております。 道といたしましては、為替レートや原油価格、物価・金利の変動幅を前もって正確に見積もることは困難と認識しておりますが、いずれにいたしましても、値下げの内容や考え方について、北電が道民の皆様に対し、様々な機会を通じてわかりやすく、丁寧な説明を行うよう求めてまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
8 燃料の購入と料金への反映について （丸山委員） 泊原発は、現在、新たに燃料を搬出入する港を持っています。仮に再稼働した場合、備蓄燃料で何年発電できるのか、明らかにしてください。また、新たなウラン燃料は、いつ、何本、どこから購入する予定で、価格はいくらと見込んでいるのか。将来にわたって使用するウラン燃料の価格は、電気代引き下げの算定に含まれているのか。併せて伺います。 8－再 燃料の購入と料金への反映について （丸山委員） 3号機は現状で一定期間、運転可能です。私、聞いた範囲では、2年から、あるいは4年という意見もありました。次のウラン燃料購入が、原価を算定する期間の3年よりも後だと北電が想定している場合、ウラン燃料の価格が料金引き下げの算定に含まれていない可能性、これを否定することができますか。 （丸山委員） 想像するに、このウラン燃料は莫大な費用が掛かるというふうに思うわけです。そうすると、一旦は千円下がるのかもしれませんが、その後の電気料金に大きく影響するのではないかとこのように思うので、再稼働の判断についても影響を及ぼすべき事項だというふうに思うわけです。 9 新港の建設について （丸山委員） 新港と運搬用専用道路については、今、イメージ図が公開されているのみです。さらに、これが建設の事業が進むということになりますと、それなりの費用が掛かってくる。その増大する費用について、料金算定において不確定要素が解消されていないというふうに思うのです。再稼働を検討するには、やはり時期尚早ではないかと思うのですが、見解を伺います。	（エネルギー政策担当課長） ウラン燃料の購入などについてであります。北電によりますと、泊発電所3号機における現在のウラン燃料保有量を踏まえ、一定期間の運転は可能と考えており、また、ウラン燃料の価格や購入先については、契約に関わる事項であり、守秘義務があるため、回答を控えるとのことでございます。 なお、国のみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領では、電気事業者が電気を安定的に供給するために必要となる原価を算定する期間を原則として3年間と定めており、その期間内に、原発の稼働が見込まれる場合は、原発の燃料費も含めた原価を算定することになるものと承知しております。 （資源エネルギー局長） ウラン燃料などについてでございますが、一般的に再稼働した際に使用した燃料については、その費用として計上されるものと認識をしておりますが、今、ご質問にありました電気事業者が電気を安定的に供給するために必要となる原価を算定する期間、この期間に使用する燃料が新たに購入する燃料か、既に北電が保有している燃料かということまでは、承知をしておりません。 （エネルギー政策担当課長） 安全対策費用についてであります。北電では、泊発電所3号機の再稼働により、防潮堤の安全対策費や定期検査費用等は増加しますが、再稼働に伴う燃料費等の減少がそれを上回ること、全体としては、年間600億円程度の低減効果が生じると試算をしております。 また、新港建設や専用道路の新設につきましては、事業規模など詳細を検討中であり、費用を算定できていないが、安全対策に係る建設工事費については、長期間にわたり分割されるため、電気料金の値下げへの影響は軽減されるところでございます。 いずれにしても、電気料金については、エネルギー価格が高騰している中で、道民の皆様の関心も高く、値下げの考えについては、北電が道民の皆様に対し、丁寧に説明をしていくことが重要と考えております。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
(丸山委員) 電気料金値下げへの影響は軽減されるのかもしれませんが、いずれにしても、工事が進むことで電気料金が多少なりとも上がるのではないかというふうに思うわけです。 10 特定放射性廃棄物と原発活用の関係について (丸山委員) 知事は11月28日の一般質問の答弁で、原発の活用は当面取り得る現実的な選択と答弁しています。一方で、特定放射性廃棄物いわゆる核のゴミ最終処分場概要調査の移行に、現時点で反対の考えと繰り返してきました。原発再稼働により核のゴミが増えることは、知事が再稼働の是非を判断する検討材料となっているのでしょうか。 10-再 特定放射性廃棄物と原発活用の関係について (丸山委員) 核ゴミ処分場の概要調査の移行は、反対しているわけですよ。反対しているということは、核ゴミの受け入れは進まないということですね。で、ありながら、使用済み核燃料、いずれは核ゴミになる。これを生み出す原発再稼働については、現実的選択肢だと。矛盾していませんか。 核ゴミの最終処分は、国の責任といって別の問題にして、再稼働についての判断材料になり得ないということなのでしょうか。 【指摘】 (丸山委員) この点についても、知事にお考えをお聞きしたいというふうに思います。お取り計らいをお願いいたします。	(資源エネルギー局長) 特定放射性廃棄物についてでございますが、道では、特定放射性廃棄物の処分は非常に重要な問題であると考えており、現在、全国で唯一、深地層研究を道内に受け入れ、国の原子力政策において、具体的な役割を果たしております。 また、国においては、高レベル放射性廃棄物の最終処分を含む、いわゆるバックエンドの進捗に関する懸念の声があることを真摯に受け止め、国として責任を持って、前面に立ち取組を進めるとしております。 泊発電所3号機の再稼働について、道としては、道政上の重要な課題でありますことから、道議会の皆様と今定例会においてご議論させていただきたく、知事の考えを11月28日の一般質問でお示ししたところであり、今定例会でのご議論を踏まえ、最終的に判断をしてまいります。 (資源エネルギー局長) 特定放射性廃棄物についてでございますが、道が開催した後志管内や道内6圏域での説明会では、参加された道民の皆様から、高レベル放射性廃棄物の最終処分を含む、いわゆるバックエンドの進捗に関する懸念の声があったことに対し、資源エネルギー庁から国として責任を持って、前面に立ち取組を進めると回答がされております。 道といたしましては、こうした意見も含め、様々な機会を通じて、いただいた意見をしっかり受け止め、再稼働の判断にあたっての参考とさせていただく考えでございます。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
11 現地視察について （丸山委員） 知事は4日、泊原発で事故対策を確認し、そして、その後、周辺4町村長と会談をし、重く受け止めたということでしたが、16市町村への意見照会とは重みが違うのでしょうか。 （丸山委員） 4日の日、知事は一般の人では入れないような敷地の中にもお入りになって、防潮堤の建設の現場にも足をお運びになったということで、実際にどんなことを見てきたのか、知事にお聞きしたいというふうに思っております。 12 職員の働き方について （丸山委員） 次に、この間の職員の働き方についてお聞きしておきます。部長にお聞きしておきます。 職員の事務量が急増しているのではないかと。平日のほか、土日勤務、長時間に及ぶ時間外勤務が継続しているのではないのでしょうか。どのような状況なのでしょうかと。管理職は職員が適切な休養をとれる時間や休暇を保証してマネジメントしているのか。そして、ご自身はどうか。時間外勤務手当、管理職においても、適切な休養の時間と特別職勤務手当の適正な請求手続きは行われているのか。激務が続いているこの事務に関してですね。激務が続いているというふうに思いますので、現状をお答えください。 （丸山委員） 私としては、泊原発の再稼働は職員の健康を害してまで判断を急ぐ必要はないというふうに思っていますので、健康管理には十分に留意していただきたいというふうに思います。	（経済部長） 自治体からのご意見等についてでございますが、泊発電所3号機の再稼働について、道とともに理解要請を受けた泊村長をはじめ岩宇4町村長が、それぞれ再稼働への理解を表明されたことに対し、道としても、こうした地元のご判断を重く受け止めておりますことから、先週4日に、泊村長をはじめ、共和町長、岩内町長、神恵内村長と知事が面談し、今定例会でお示しました知事の考えを直接ご説明した上で、それぞれの町村で同意を判断するに至ったさまざまな背景や町村内での議論などをお伺いしたところでございます。 また、道では、泊発電所3号機の再稼働について、道議会や関係自治体、道民の皆様の声などを踏まえ判断することとし、道とともに北海道電力と泊発電所周辺の安全確認等に関する協定を締結している後志管内の16市町村から文書によりご意見やご要望等をお伺いしたところでございまして、道といたしましては、それぞれの自治体のお考えや実情などを踏まえた貴重なご意見として受け止めまして、再稼働の判断にあたっての参考とさせていただく考えでございます。 （経済部長） 職員の勤務状況などについてでございますが、泊発電所3号機に関する業務におきましては、国からの理解要請や、各地域での説明会の開催、国や北電、関係自治体との連絡・調整、議会対応など、その準備も含め、業務を進めていく中で、必要に応じて、平日の時間外勤務や休日出勤も行ってきたところでございます。 こうした中、私も含めまして、管理職員は、職員の休憩時間の確保や、週休日の振替など、健康にも十分配慮しながら業務マネジメントを行い、時間外勤務を行った職員には手当を支給しますとともに、管理職員におきましても、休憩時間の確保や、特別勤務手当の対象となる場合には必要な手続を行うなど、適切に対応してきたところでございます。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
(二) 再生可能エネルギーと開発行為等について 1 共生3原則発出に伴う変更点について (丸山委員) 再生可能エネルギーと開発行為等についてです。 11月21日、道内で太陽光発電事業を検討する事業者向けに、「北海道発 共生3原則」および「北海道知事からのメッセージ」が発出されました。これにより、道の対応で新たに何が変更されたのかお答え下さい。 2 地域との共生が図られていない場合の対応について (丸山委員) 3原則のひとつ、地域との共生は、法令や許認可の要件には該当せず、大前提をどう担保するのが課題となっていると思います。 地域との共生が図られていないと考える場合、道はどのような対応をとるのでしょうか。 2-再 地域との共生が図られていない場合の対応について (丸山委員) 知事から環境省への要請の時、環境大臣は、地域と共生しない開発は断固阻止していくと表明されたということでした。経済部も同様の認識か伺います。知事は先般、法令違反が発覚し、行政指導に従わない場合は、中止命令を発出するといった厳しい措置をすると言っています。 3原則では、中止命令を行う旨の記載はありませんが、今後、中止命令を含む厳しい措置を執ると言うことで理解していいのでしょうか。	(新エネルギー担当局長) 道の対応についてであります。道では、このたびの釧路市における違反事案を踏まえ、まずは法令の中で、できることを徹底して行うことが重要と考え、道独自の取組として、市町村のご意見を伺いながら、地域との共生に関する道の考え方を知事からのメッセージとして新たに策定したものであります。 その内容は、関係法令の遵守は絶対、法令違反には厳正に対処、地域との共生が大前提との3原則をお示しするとともに、地域住民の皆様のご理解や自然環境の保全など、地域と共生する6つの要件とあわせて、規律強化の具体的な取組事例をお示し、事業者の方々に対し、その遵守を求めるものです。 また、発信の方法についても、道や関係機関の窓口において、直接お渡しすることとしております。 (新エネルギー担当課長) 道の対応についてでございますが、道では、このたび新たに策定した、地域との共生に関する知事からのメッセージについて、道や関係機関の窓口において、事業者の方々に対し、直接お渡しするなど、規律強化の取組などの遵守を強く求め、行動を促すとともに、法令違反が発覚し、中止勧告に従わない場合は、中止命令の発出といった厳しい措置を取っていくとの考えのもと、関係法令の運用を見直し、違反には厳正に対処することとしております。 道といたしましては、関係法令の遵守はもとより、自然環境や景観との調和を図ることなどを前提に、地域のご理解のもとで、適切に事業が実施されるよう、地域共生や規律強化の取組の周知徹底を図ってまいります。 (新エネルギー担当局長) 地域との共生に関する知事メッセージについてでございますが、本メッセージでは、違法な行為は絶対に許されるものではないことや、北海道は、地域と共生できない事業は望まないことなどを明記し、事業者の方々へ発信しており、このたびの環境大臣の考えと同様であると考えております。 また、道としては、法令違反が発覚し、中止勧告に従わない場合は、中止命令の発出といった厳しい措置を取っていくとの考えのもと、関係法令の運用を見直し、違反には厳正に対処することとしております。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
3 ワンストップ窓口について 欠 4 ワンストップ窓口の課題と活用について (丸山委員) 経済部ではワンストップ相談窓口を開設し、省エネの促進や地域と共生する新エネの導入などの相談に応じていますが、釧路市北斗のような違法な開発行為を食い止めることができていません。 課題点についてどのように認識しているのか、そして、違法な開発行為を抑止するために、ワンストップ窓口をどのように活用していくのか伺います。	(新エネルギー担当課長) 相談窓口についてでございますが、ワンストップ相談窓口は、市町村はもとより、道民の皆様や、事業者の方々などを対象に、省エネの促進や新エネの導入などに関するご相談に対応するものであり、例えば、事業者の方々に対しては、関係法令の遵守をお伝えすることはもとより、各種手続きや支援制度などのご案内を行うとともに、住民の方々には、各種説明会や公表されている事業計画などの情報提供などを行い、また、様々なご意見をお聞きするなどし、地域と共生した事業の推進や、地域のご理解につなげたいと考えております。 このため、道のホームページや各種広報媒体に加えまして、市町村職員向け研修や、事業者向けセミナーでのご案内のほか、先月策定いたしました地域との共生に関する知事メッセージにも掲載するなどし、広く周知しているところであり、引き続き、道民の皆様や事業者の方々などに対し、広く活用いただけるよう、ワンストップ相談窓口のより一層の周知徹底を図ってまいります。
5 悪質性のある事業者の排除と再エネ普及拡大の取り組みについて (丸山委員) 再生可能エネルギーの普及拡大が所掌事務である経済部として、悪質な事業を防ぎ、適切な再エネ普及拡大を行うために、全庁的な取り組みをどのように進めていくのか、お答えください。	(ゼロカーボン推進監) 再エネの導入拡大についてでございますが、道では、太陽光発電事業に関し、道独自の取組といたしまして、事業者に対し、関係法令の遵守、法令違反への厳正な対処、地域との共生が大前提といった知事からのメッセージを発信し、その遵守を強く求めますとともに、法令違反が発覚し、悪質性が高いと判断される事案につきましては、行政指導を経ずに監督処分を実施できるよう、関係法令の運用を見直し、違反には厳正に対処することとしているところでございます。 また、本年度、GX 事業を対象といたしました税制優遇制度の創設や、立地補助金の拡充を行っており、その支援にあたりましては、自然環境や生活環境への配慮、市町村と連携した地域への説明など、地域共生を要件とするなど良質な GX 投資の促進に取り組んでいるところでございます。 道といたしましては、ゼロカーボン北海道の実現に向けまして、こうした取組を通じ、違法な投資と良質な投資を区別し、良質な投資だけを支援することで、再エネ導入を、環境と経済の好循環につなげてまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
6 再生可能エネルギーの普及拡大の推移について (丸山委員) 道として再生可能エネルギーの普及拡大についてどのように取り組んできたのか、泊原発が停止した 2012 年度と比較し、現在どれだけ拡大したのか明らかにしてください。 また、ゼロカーボン北海道推進計画との比較で実績も併せて伺います。	(地球温暖化対策担当課長) 再生可能エネルギーの普及拡大についてではありますが、道では、全国随一の再エネポテンシャルを活かしながら、道民の皆様に脱炭素型ライフスタイルへの転換につながる住宅への太陽光発電の設置を広く呼びかけるほか、地域におけるマイクログリッド構築に取り組む市町村等への支援や、事業者の方々の利活用等の機運を高めるセミナーの開催など、道内での再エネ普及拡大に向けた様々な取組を行っております。 こうした中、道内の再エネ発電設備容量は、泊発電所が停止した 2012 年度の 149 万キロワットから、2023 年度では 514 万キロワットと、約 3.4 倍となっており、この再エネの発電電力量の拡大による温室効果ガスの削減効果を、それぞれ当時の電力排出係数を考慮して CO2 換算した場合、削減量は、2012 年度の 404 万トンから 2023 年度では 697 万トンと、約 1.7 倍に拡大しております。
7 再生可能エネルギーが飛躍的に拡大しなかった理由について (丸山委員) 「北海道省エネ・新エネ促進条例」で原子力発電を「過渡的エネルギー」と規定し、知事もこれを見直す考えはないと述べています。この過渡的エネルギーであるはずの原発が止まっている間に、再生可能エネルギーの拡大が飛躍的に進まなかったのは何故か、どのように分析していますか。	(新エネルギー担当課長) 新エネの導入状況についてでございますが、道内における新エネ導入量の推移につきましては、泊発電所全基停止した 2012 年度の前後のそれぞれ 10 年間で、導入された新エネ発電設備容量を比較しますと、停止前では、2002 年度、118 万キロワットに対し、2011 年度、146 万キロワットと、約 1.2 倍となっている一方で、停止後では、2012 年度の再エネ特措法に基づく固定価格買取制度の導入などによりまして、2014 年度、203 万キロワットに対し、2023 年度、514 万キロワットと、約 2.5 倍となっています。 また、北海道省エネ・新エネ促進行動計画において、2030 年度の目標値を設定しておりますが、直近の 2023 年度の新エネ発電設備容量の実績では、目標値に対し、その達成率は、62.3 パーセントとなっており、本計画の着実な推進に向け、取組を加速してまいります。
7ー再 再生可能エネルギーが飛躍的に拡大しなかった理由について (丸山委員) 原発停止後、一定の結果を出しているということだと思うのですね。そうすると、過渡的エネルギーであるはずの原発を再稼働する必要はなくなるのではないのでしょうか。北電がいう電力需給に追いつかないほど、再エネ拡大は未だ足りないという認識なののでしょうか。	(エネルギー政策担当課長) 泊発電所の再稼働についてではありますが、道では、再生可能エネルギーの導入を促進する一方で、天候や風況などによる出力変動を補うため、火力発電などの調整力や供給が必要になると認識をしております。 また、発電設備は保守管理などで停止する期間があり、さらに、再生可能エネルギーは天候や環境によって発電電力量が増減すること、加えて、新たな電源の確保やエネルギーに関する新技術の開発には相当の期間を要することから、道としては、引き続き、北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画の着実な推進を図るとともに、新規規制基準に適合していると認められた泊発電所の再稼働により、安定した電力供給が確実なものとなると考えているところです。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
8 ゼロカーボン基金の半導体事業充当の理由について (丸山委員) 次に、ゼロカーボン基金が半導体事業に充当されていますが、その理由を伺います。	(ゼロカーボン戦略課長) ゼロカーボン北海道推進基金による支援の考え方についてでございますが、道におきましては、ゼロカーボン北海道推進計画において、ゼロカーボン北海道の実現に向けた重点的な取組として、「革新的なイノベーションによる創造」や、「グリーンとデジタルの一体的な推進」を定めており、次世代半導体は、製造技術を開発した IBM 社によれば、消費電力が 75% 低くなり、暮らしや経済の様々な分野のデジタル化に資することからこれらの取組に位置付けられるものと考えられております。 このため、次世代半導体産業の集積促進に向けた道内企業の参入や道民理解の促進を図る事業を本基金を充当する対象事業に選定したところでございます。
9 半導体による電気使用量の削減効果について (丸山委員) 次世代半導体が開発されると、電力使用量を大幅に削減することができる。これがゼロカーボン北海道の実現に資するものとするが、いかがでしょうか。	(眞鍋参事) 次世代半導体についてでございますが、2 ナノメートルの次世代半導体は、その製造技術を開発いたしました IBM 社によれば、性能が同じ場合、現在、先進的とされる 7 ナノメートル半導体に比べてまして、75 パーセント消費電力が減少するとされておりまして、その点において、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するものと認識しております。
(丸山委員) 今後、そういった次世代半導体が開発されて電力使用量が削減されるのであれば、原発はますます必要なくなるのではないかというふうに思うのですけれど。	
10 本道の電力需給見通しについて (丸山委員) 電力広域的運営推進機関、OCCO が公表している電力需要見通しについて、2013 年度と 30 年度との比較で本道の電力需要見通しがどうなるのかお示してください。	(エネルギー政策担当課長) 道内の電力需要見通しについてであります。電力広域的運営推進機関、いわゆる OCCO によりますと、2013 年度の電力需要量の実績については、約 307 億キロワットアワーであり、2030 年度の電力需要想定については、約 310 億キロワットアワーとなっております。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
10ー再 本道の電力需給見通しについて （丸山委員） この間を切り取ると、プラス1パーセントくらいなのですけれど、OCCTOの需要想定でもデータセンター等の増加による産業用電力需要の増加分を見込んで電力需要を算出しています。北電副社長は連合審査会において、需要をあえて大きく見せているものではないと答弁しましたが、OCCTOが公表したデータを収集したのは北電ネットワークです。両者による乖離がありますが、北海道としてはどのように判断するのでしょうか。北電の主張を鵜呑みにするということでもいいのでしょうか。 11 電力ひっ迫について （丸山委員） OCCTOが示している電力需給見通しにおいて、今後電力ひっ迫は起こり得ると考えますか。 （丸山委員） 電力需要増加の見通しについては、今答弁いただきましたけれど、知事がどのようにお考えなのか、お聞きしたいので、委員長のお取り計らいをお願いするとともに、今の答弁だとやはりOCCTOとそれから事業者の見積りでは乖離がある。そこを整合性のあるものにするのが、私、皆さんのお仕事だというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。	（エネルギー政策担当課長） 道内の電力需要見通しについてであります。電力広域的運営推進機関、いわゆるOCCTOが公表しました今後10年間の北海道の電力需要想定では、人口減少や節電・省エネ等により家庭部門では、減少傾向であるものの、産業部門では、データセンターや半導体工場の新增設に伴う需要の大幅な増加により、全体として増加傾向となっていると承知しております。 OCCTOの需要の想定は、過去の需要実績と、それに影響を与えようと考えられる要因の経済指標などとの回帰分析を行うとともに、想定される新たな大規模需要を個別計上して策定されたものであり、北電によれば、北電の需要想定は、今後の顧客の需要見込みや企業の立地動向など、自社の営業活動を通じて把握した情報を基に、需要の想定を策定しており、OCCTOの需要想定と必ずしも一致しないとのことでございます。 （エネルギー政策担当課長） 道内の電力需給見通しについてであります。OCCTOによる、今後10年間の電力需給見通しでは、冬季に最大需要電力の発生が想定されます道内の電力供給予備率は、全ての年度で安定供給に最低限必要とされる予備率3%を確保できる見通しとなっております。 なお、事業者から提出されました数字を機械的に計上したものでありまして、今後の発電所の稼働状況や政策的措置への対応状況次第で、実際の将来の数字とは異なるものとなります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
12 原発再稼働の下での再生可能エネルギーの普及拡大について (丸山委員) そして、再生可能エネルギーの普及拡大を本気で目指すなら、原発再稼働に伴う膨大な経済コストを振り向けることで、飛躍的な再エネ拡大が行えるのではないのでしょうか。原発が存在する下で再生可能エネルギーの普及拡大などできると断言できるというふうにお考えなのか、ゼロカーボン推進監の見解を伺います。	(ゼロカーボン推進監) 再エネの導入拡大についてでございますが、道では、全国随一の再エネポテンシャルを活かし、北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画に基づき、新エネの最大限の活用などを目指し、新エネ導入目標を定め、各般の取組を進めてございます。 道といたしましては、本計画の着実な推進に向けまして、このたび素案としてお示しした、計画の後半期の推進方針につきまして、今後、幅広くご意見をいただきながら、国や道の施策の活用はもとより、国と連携した施策の強化を図り、地域との共生や、先進事例の横展開のほか、新技術の普及・活用などの観点に立った取組を重点的に推進し、道民の皆様や事業者の方々の行動変容につなげてまいりたいと考えており、計画後半期におきまして取組を加速させ、ゼロカーボン北海道の実現に向けまして、省エネはもとより、新エネの開発・導入の促進を図ってまいります。